

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び同条第10項の規定に基づき、令和4年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

吉野川市監査委員 川真田 大 作

吉野川市監査委員 塩 田 智 子

令和4年度 財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

1 社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会が実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

令和3年度吉野川市社会福祉協議会運営費補助金 65,518,000円

2 鴨島児童館の指定管理業務

学校法人鴨島学園を指定管理者とする令和3年度鴨島児童館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

令和5年2月2日から令和5年2月24日まで

第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着目し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着目して監査を実施した。

監査に当たっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。このため、当該事項につ

いては、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

個別の指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 社会福祉課

吉野川市補助金交付規則では「補助事業が完了したときは収支決算書を提出させる」旨を定めているが、収入決算額が不正確な収支決算書を提出させていた。

(2) 子育て支援課

ア 児童館管理業務の適正な実施を確保するためには、管理経費の収支状況を正確に検査する必要があるが、小口現金出納帳の民生委員視察研修費収入の内容や充当先を把握していなかった。また、預金通帳の払戻し金額合計と損益計算書の営業費用合計が一致しないことや損益計算書の営業外費用が0円となっていることの適正性を審査していなかった。

イ 児童館利用者負担の公平性を確保するためには、実施する行事の材料費収支の考え方を統一する必要があるが、一部の月において生け花教室の材料費収支決算が赤字となっていることに対して是正指示を行っていなかった。

ウ 指定管理者の資産等の状況やその経緯を正確に把握するためには、指定期間である平成26年度からの3年度間と平成29年度からの5年度間を区分して貸借対照表を作成させる必要があるが、指定管理者が元入金や前期繰越剰余金の計上に当たって平成26年度からの8年度間を累計していることに対して是正指示を行っていなかった。

(3) 学校法人鴨島学園

吉野川市児童館管理業務の仕様書では「預かり金管理規程を整備する」旨を定めているが、当該規程を整備せず、預かり金出納簿における会計処理と小口現金出納帳における会計処理を混同していた。

第5 結果に基づく意見

1 適正な補助金額の算定

地方自治法第232条の2の規定に基づき、市は公益上必要がある場合において補助をすることができるが、補助金支出の決定に当たっては、補助の妥当性、公平性、

適格性、必要性、有効性、透明性や補助金額の適正性の確保が求められる。

これまでの監査で「補助金による事業、業務委託料による事業、指定管理委託料による事業（以下「補助事業等」という。）は、それぞれの事業目的を達成するために独立して実施されなければならない、補助事業等を複数実施している事業者はそれぞれの収支を明確に区分して事業を実施しなければならない」旨を述べてきた。

吉野川市補助金等交付基準で交付率や限度額を特に定めないとしている団体運営補助を含む全ての補助について、補助事業等それぞれの収支を明確に区分して偏りのない事業計画書と収支予算書を作成させ、適正な補助金額を算定されたい。

2 適正な指定管理委託料の算定

指定管理者制度の活用にあたっては、指定管理委託料を適正に算定することが求められるが、他の団体からの助成金収入がなければ赤字となっていた年度や、毎年度の人件費の増加分を運営費の削減で捻出している実態が見受けられた。

これまでの監査で「指定管理委託料が市中相場に比べて安価でその積算方法に不備があったり、市が優越的な地位に基づいて事業者に不利な協定を締結したと認められた場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第9項の規定に基づく不公正な取引として規制対象となる可能性がある」旨を述べてきた。

歳出予算で指定管理委託料を債務負担行為として定めていないことや、年度協定で各年度ごとに指定管理委託料を定めていることの趣旨を理解し、人件費や光熱費など経費の増加が顕著である社会情勢にあって公の施設の設置目的が効率的に達成されるように、事業計画書と収支予算書を審査して適正な指定管理委託料を算定されたい。

3 指定管理者制度と業務委託の整理

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置目的が効率的に達成されるように民間事業者等のノウハウを活用するものである。その基本となる目的としては、指定管理者が、公の施設の使用許可等の法律行為を行えるようにすることや、創意工夫により運営経費を節減したり、指定管理者自身の利益を創出したりすることが挙げられる。

これまでの監査で「公の施設の清掃や受付・案内を始めとする事実行為のみを委託する場合には、経済性の観点から競争入札等の方法により受託者を選択して、業務委託契約を締結すべき」旨を述べてきた。

吉野川市行財政調査研究会の公共施設部会において、指定管理者制度を活用している全事業を対象に委託する権限や業務内容を確認し、指定管理者制度の活用が適切なものと委託契約の締結が適切なものとに整理されたい。